

耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額について

安心・安全のための災害対策の一つとして地震による建築物の倒壊から身体・財産等を守るために住宅の耐震改修を行なった場合に固定資産税の一部を減額する制度が平成18年度から創設されました。

1. 減額措置の適用要件

- (1) 昭和57年1月1日以前から存する住宅であること。
- (2) 昭和56年6月1日施行の建築基準法に基づく耐震基準に適合する改修工事であること。
- (3) 平成18年1月1日以降に完了した工事であること。
- (4) 耐震改修工事等に要した費用が50万円以上であること。

2. 申告手続きと添付書類について

- (1) 所定の耐震改修家屋の減額申告書による申請が必要です。
- (2) 耐震基準に適合した工事であることの証明書（注1）
- (3) 耐震改修工事等に要した費用の工事明細書・領収書（写し）

※申告手続きが耐震改修工事完了後3ヶ月過ぎている場合はその理由を申告書に記載してください。

3. 減額措置の内容

- (1) 減額対象床面積は一戸当たり120㎡相当分まで
- (2) 固定資産税額（家屋）の2分の1を減額
- (3) 減額期間

平成22年～平成24年までの改修	2年度分
平成25年～平成30年3月までの改修	1年度分

注1：耐震基準適合工事証明書発行主体者は地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関、指定確認検査機関等

問合先：江差町役場税務課課税係：電話（0139）52-6723

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

平成 年 月 日

檜山郡江差町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
マイナンバー _____
連 絡 先 (_____) _____

下記の家屋に係る固定資産税について、江差町税条例附則第10条の2第6項及び地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額の適用を受けるため申告します。

所在地	檜山郡江差町字
家屋番号	
建築年月日	年 月 日 (年 月 日 登記)
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (店舗・事務所部分等は除く)
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 (軽量鉄骨) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他()
床面積	1階 _____m ² 1階以外 _____m ² 計 _____m ²
家屋の所有者 (申告者と異なる場合)	(住所) (氏名)
工事完了年月日	平成 年 月 日
耐震改修工事費	
完了3ヶ月以内に提出 できなかった理由等	

【添付書類】

- 耐震改修工事が行われたことの証明書 (地方税法施行令附則第12条第25項の規定に基づくもの)
- 耐震改修工事代金領収書等 (写し) ※費用を証明できる書類